

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	土採取規制条例				
条 例 番 号	昭和47年神奈川県条例第10号	法規集	第11編第6章		
所 管 室 課	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課				
条 例 の 概 要	土の採取に伴う災害防止及び採取跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取の規制地域における採取計画等の届出の規定など必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、宅地造成等に必要土の採取に伴う災害の防止等を図るため、土の採取について一定の規制を行うものである。この条例で届出が必要な土の採取の事例は、平成20年度以降はないものの、その必要性は現在でも変わらないため、本条例は必要である。			【届出件数】 平成30年度：0件 平成29年度：0件 平成28年度：0件 平成27年度：0件 平成26年度：0件
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、土の採取を行おうとする場合に、知事に計画等の届出を義務付け、知事は、届け出た者に対して、災害防止のため必要な措置を命じることなどを規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、土の採取に伴う土砂の崩壊及び流出その他の災害が発生するおそれがある地域を知事が指定し、当該地域に限って、土の採取計画の届出を義務付けるなど、必要最小限の規制で、効率的なものとなっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、かながわランドデザインの政策分野「Ⅱ安全・安心」のうち小柱「災害に強いまちづくり」に寄与するものであり、県の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例の規定は、県民に義務を課しているが、目的及びその内容ともに、合理的な範囲内であり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			